

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔平成21年度に鳥取県議会議員へ交付
された政務調査費の使途について〕

平成23年6月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 4 7 号
平成 2 3 年 6 月 2 2 日

鳥取県議会議長 伊 藤 美都夫 様

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様

鳥取県監査委員 山 本 光 範

鳥取県監査委員 米 田 由起枝

鳥取県監査委員 伊 木 隆 司

鳥取県監査委員 山 根 眞知子

住民監査請求に基づく監査結果について（勧告）

平成 2 3 年 4 月 2 6 日付けで請求のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき監査を執行したので、別添監査報告書のとおり勧告します。

なお、勧告に加えて意見を付したので、政務調査費の適正な執行に努めてください。

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

第 1 住民監査請求（鳥取県職員措置請求書）の概要	
1 監査の請求	1
（1）請求人	1
（2）請求のあった日	1
2 請求の受理	
（1）受理	1
（2）理由	1
第 2 請求の要旨	
1 請求人の主張	1
2 措置請求	2
第 3 請求の理由	
1 政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲	2
2 あん分支出	3
3 その他の支出基準	3
4 調査・検討の対象	3
5 調査・検討のポイント	4
6 調査・検討の結果	4
第 4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会	
1 陳述の概要	4
第 5 請求書の訂正	
1 訂正の概要	5
第 6 監査の実施	
1 監査対象事項	7
2 監査対象機関	8
3 監査実施期間	8
4 監査の実施方法	8
（1）監査の実施方針	8
（2）議会事務局の監査の実施	9
（3）関係人の調査	9
5 監査の執行者	9
6 監査委員の除斥	10
第 7 本件請求に対する結論及び勧告	
1 「全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。」について	10
（1）監査委員の判断	10
（2）勧告	11
2 「全議員に対して、不当な支出を是正させること。」について	11
（1）監査委員の判断	11
（2）勧告	11

第8 本件請求に係る監査の結果

1 第3 請求の理由 6 調査・検討の結果（1）及び第4 請求人の証拠の提出並びに陳述の機会 1 陳述の概要（1）について	12
（1）請求人の主張要旨	12
（2）摘示事項	12
（3）監査の結果	12
2 第3 請求の理由 6 調査・検討の結果（2）について	13
（1）請求人の主張要旨	13
（2）摘示事項	13
（3）監査の結果	14
3 第3 請求の理由 6 調査・検討の結果（3）について	14
（1）請求人の主張要旨	14
（2）摘示事項	14
（3）監査の結果	15
4 第4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会 1 陳述の概要（2）について	17
（1）請求人の主張要旨	17
（2）摘示事項	17
（3）監査の結果	18
5 その他の個別摘示事項について	18
（1）廣江弼議員の政務調査費に係る摘示事項	18
（2）山根英明議員の政務調査費に係る摘示事項	19
（3）米井悟議員の政務調査費に係る摘示事項	19
（4）内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項	20
（5）尾崎薫議員の政務調査費に係る摘示事項	20
（6）野田修議員の政務調査費に係る摘示事項	21
（7）鉄永幸紀議員の政務調査費に係る摘示事項	21
（8）福本竜平議員の政務調査費に係る摘示事項	22
（9）安田優子議員の政務調査費に係る摘示事項	23
（10）村田実議員の政務調査費に係る摘示事項	23
（11）福岡裕隆議員、鍵谷純三議員及び澤紀男議員の政務調査費に係る摘示事項	23
（12）澤紀男議員の政務調査費に係る摘示事項	27

第9 政務調査費の定期監査の結果 27

第10 意見 27

1 交通費等について	28
2 自動車の維持費等について	28

別紙 平成21年度政務調査費修正必要額及び返還所要額 30

資料1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）

資料2 別紙 請求の理由（「請求の要旨」の補足）についての補足

資料3 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）訂正書

資料4 鳥取県職員措置請求書の表記における監査委員の判断

資料5 政務調査費議員必携（政務調査費ガイドライン、関係法令等収録）

第1 住民監査請求（鳥取県職員措置請求書）の概要

1 監査の請求

（1）請求人



（2）請求のあった日

平成23年4月26日

2 請求の受理

（1）受理

監査委員は、次の理由により、本件請求を、精算額の確定による政務調査費の返還請求を怠る事実に対する住民監査請求として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成23年5月2日付けで受理した。

（2）理由

本件請求のあった日は、県が政務調査費の精算額を確定した日から1年を経過しておらず、精算額の確定による返還請求を怠る事実については、住民監査請求の対象となるものである。

第2 請求の要旨

1 請求人の主張

（1）平成21年度における鳥取県議会全議員の政務調査費について、公文書開示請求により入手した政務調査費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及びその添付書類を調査したところ、次に掲げる議員について政務調査費の使途として不適正なもの又は適正な使途として疑問なもの（以下「摘示事項」という。）がある。

（2）これらの議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

（3）鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、これらの議員に対して返還請求権（不当利得返還請求権）を有しているところ、鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、その返還請求を怠っており、これは、法第242条第1項の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当する。

(摘示のあった議員)

廣江弑議員、福岡裕隆議員、山田幸夫議員、松田一三議員、前田宏議員、
山根英明議員、米井悟議員、上村忠史議員、小谷茂議員、内田博長議員、
錦織陽子議員、浜田妙子議員、鍵谷純三議員、澤紀男議員、伊藤美都夫議員、
稲田寿久議員、浜崎晋一議員、尾崎薫議員、野田修議員、鉄永幸紀議員、
福本竜平議員、山口亨議員、藤縄喜和議員、安田優子議員、村田実議員、
興治英夫議員、伊藤保議員、石村祐輔議員、藤井省三議員、横山隆義議員、
森岡俊夫議員 (以上31名)

2 措置請求

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、以下のための必要な措置をとることを勧告するよう請求する。

(1) 全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査(鳥取県政務調査費交付条例施行規則(平成16年鳥取県規則第58号)に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。)、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。

(2) 全議員に対して、不当な支出を是正させること。

第3 請求の理由(請求人による請求書の原文のまま掲載する。)

1 政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

政務調査費は実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「鳥取県政務調査費交付条例」(以下条例という)に基づいて各県議会議員に交付される。

地方自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」と定めている。

条例はこれに基づき、第1条で政務調査費が「鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする」こと、第2条で「第1条の目的を達成するために鳥取県議会議員に対し、政務調査費を交付する」こと、第4条で「議員は政務調査費を、規則で定める使途基準に従い県政に関する調査研究に資する支出に充てなければならない」こと、第5条で議員が「その年度において行った政務調査費による支出(第4条の使途基準に従って行った支出をいう)等を記載した報告書を提出する」こと、並びに「その年度に交付を受けた政務調査費のうち支出に充てない残額が生じたときは、当該残額を県に返還しなければならない」ことなどを定めている。

鳥取県政務調査費交付条例施行規則は、使途基準として、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の9項目を定め、各費目で支出できる経費の内容を定めている。

条例は、第4条第2項において、「議長は規則で定める使途基準に従い、政務調査費の使途及び手続に関する指針を定める」こと、同条第3項において、「議員は

この指針を尊重しなければならない」ことを規定している。

従って、鳥取県議会の政務調査費は、「議員の調査研究に資する」ため「必要な経費」に限って支出されることが認められる。

2 あん分支出

議員が行う活動は、概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分され、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」「議会活動」「政党活動」「後援会活動」等に区分することができる。これらの活動のうち「政務調査活動」に係るもの、しかも政務調査費交付条例施行規則に定める使途基準に該当するものについてのみを政務調査費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際には色々な種類の活動が混在していて区分できない場合が多い。

政務調査費は、前述のとおり補助金なので、政務調査のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合は、活動内容の実績に応じたあん分により充当するように、政務調査費ガイドラインには明記されている。

政務調査費ガイドラインは、「政務調査活動」と他の「政治活動」が混在する活動に要した経費についてのあん分率については、「原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにする（あん分の根拠を明示すること）」ことを求めている。

当市民オンブズ鳥取は、あん分の根拠が明示されていない支出については、条例に違反しガイドラインを無視したものと考えざるを得ない。

3 その他の支出基準

次の各項の1つに該当する支出は、適法と認められない。

- (1) 違う年度にした支出
- (2) 領収書のないもの（支出の実費が確認できない支出証明書もこれに該当する）
- (3) 早見表に依る旅費精算がされ、出張の事実が確認できないもの
- (4) 領収書の日付（年月日）の記載がないもの
- (5) 県外政務調査活動報告書の記載事項が欠落しているもの
- (6) 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらを実質的に同視しうる個人または法人に対する支出

4 調査・検討の対象

平成21年度政務調査費収支報告書に実費支出のあった36名の議員全員の収支報告書、出納簿、国外及び県外調査活動報告書のコピーを調査・検討した。また、西部地区6名の議員については、領収書等の全証拠書類のコピーを精査した。

5 調査・検討のポイント

次の3項目に重点をおいて調査・検討を行った。

- (1) 領収書のないもの
- (2) 自動車税、車検代、自動車保険、タイヤ（交換代を含む）、オイル交換を支出しているもの
- (3) 事務所賃料、事務所用光熱水費の、100パーセントを支出しているもの

6 調査・検討の結果

- (1) 領収書のないものに該当する不適切支出があった。例えば、県内、もしくは県外出張を旅費早見表による経費で支出精算されていても、客観的な出張を裏づける証拠がないケースである。このようなものは不適切支出として、全額を認めるべきではない。
- (2) 自動車車検代、自動車税、任意保険、タイヤ・オイル交換費用等あん分率6割で計上されているケースが多く見られた。
これらはいずれも財産保有に要する経費であって、直接政務調査に必要な経費ではない。
- (3) 事務所賃借料、事務所光熱費、その他事務所で使用する事務用品等の費用は、政務調査活動に100パーセント資したとする根拠が明示されていない限り、「100パーセント支出」を是認することはできない。今回ここに該当する不適切支出が多く見られた。あん分の根拠を示していない支出は条例に違反しガイドラインを無視したものと考えられ、その全額を認めるべきでない。

第4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなかったが、陳述の申出があり、平成23年5月16日に公開により陳述を聴取した。

1 陳述の概要

陳述の概要は、以下のとおり。（原文の要約として掲載する。）

- (1) 「領収書のないもの」について

会派「絆」で平成22年3月5、6日の東京への出張について、同じ目的で同じ場所に出張したにもかかわらず、ガイドラインに沿って領収書の実費を計上している場合と、領収書なしで早見表による金額を計上している場合とでは、22,900円もの差が生じている。県民からみて、実費との差額を収得しているのではないかとの疑いを抱かせるような政務調査費の交付があってはならない。

今回市民オンブズ鳥取で「領収書のないもの」を不適切として全額否認した理由はここにある。

(2) あん分について

『政務調査費は一種の補助金であり、政務調査のためにだけ支出することが許される』という性格のものであるから種々の活動が混在する場合は、活動の実態に照らしてあん分が必要になる。

あん分することなく安易に全額を政務調査費に充てた例を挙げる。

- ・ H21. 06. 01「会派結成に係る意見交換会経費」として会派「絆」の何名かの議員が7,004円を調査研修費として計上している。

6名の議員が「会派結成に係る意見交換会経費」の会食7,004円を調査研究費としてあん分することなく1名分の全額を計上しているのに対し、他方で3名の議員はまったく計上していない。

そもそも当該「意見交換会」なるものが、会派結成という仲間内の親睦を目的とし、政務調査に該当する目的を持っていなかったという事が、この「3名の議員が計上なし」の行動をした事からも窺われる。仮に当該「意見交換会」で『純粋な政党活動』とばかりは言えないような、議案審議に係る話題が話されたとしても、それをもって100パーセント政務調査活動として『政務調査費を全額支給できる』と考えることは誤りであると指摘する。

ガイドラインが求めているとおり、活動の実態に基づくあん分の根拠を明示しなければ、当該支出が政務調査活動に要した経費かどうかを判断できないことになり、政務調査費として是認する事が出来なくなる。

(3) 政務調査費の経済性、効率性、及び有効性について

市民オンブズ鳥取も県民の視点に立って政務調査費の問題点について指摘している。例えば、次に挙げる村田実議員の調査研究費について、県外調査2回（行き先は2回とも東京）と国外調査1回（上海）に、それぞれに補助職員を同行させ、交通費と宿泊費を計上している事がわかった。

ガイドラインの「使途基準の項目別経費の例示」の欄には、「議員が雇用する職員の交通費、宿泊料等については、政務調査活動の補助者としての活動実態により判断する。」と記載されているが、「経済性」「効率性」及び「有効性」の視点から見ても、同行者が必要であったことの説明がされていなければ、認める事はできないと考える。

第5 請求書の訂正

請求人代表者から「請求の理由」に追記するため、鳥取県職員措置請求書（住民監査請求）訂正書が平成23年5月31日付けで提出され、同年6月2日付けで受理した。

1 訂正の概要

「請求の理由」に以下を追記する。（原文の要約として掲載する。）

- (1) ガイドラインの調査研究費の項目には、「自家用自動車を使用した政務調査活動については、対象年度の燃料費及び小修理、車検費用などの自動車維持経費

の合計額の6割を限度として政務調査費の対象とすることができる」と記載されている。しかし、大多数の議員は「政務調査活動の有無」にかかわらず、当該年度の自家用車（リース車を含む）の燃料費の6割を政務調査費の対象にして計上して出納簿に載せている。このような経費処理は本来の政務調査費の趣旨に適合せず、ガイドラインの記載にも合致していないので、不適切計上として除外されなければならない。

市民オンブズ鳥取が、議員の出張日等とガソリンスタンドでの給油日等とを突合して精査した結果、明らかに政務調査活動以外の活動に要したガソリン代と推測される支出の計上があった。例を挙げると次のとおりである。これ等の例示をもとに全議員の燃料費について厳正な監査をされるよう請求する。

ア 福岡裕隆議員

（ア） 8月分ガソリン代

政務調査活動が可能な日は26日間であるのに、給油量202.8ℓは多量であるので、計上分全額(16,426円)は不適正である。

（イ） 10月分ガソリン代

政務調査活動が可能な日は19日間であるのに、給油量120.64ℓを要した政務調査活動の実態説明が無いので、計上分全額(16,063円)は不適正である。

（ウ） 12月分ガソリン代

政務調査活動が可能な日は18日間であるのに、給油量167.36ℓを要した政務調査活動の実態説明が無いので、計上分全額(14,205円)は不適正である。

イ 鍵谷純三議員

10月分ガソリン代

議会への出席には費用弁償がなされているのでガソリン代は二重計上である。

JRを利用した当日になされた給油について政務調査費に充当することは二重計上である。

政務調査活動の実態説明が無いので、計上分全額(6,129円)は不適正である。

ウ 澤紀男議員

（ア） 6月分ガソリン代

議会への出席には費用弁償がなされているのでガソリン代は除外されるべきで、東京出張当日の給油は二重計上の疑いがある。

よって、計上分全額(16,471円)は不適正である。

（イ） 10月分ガソリン代

給油量が191ℓは多量である。

議会への出席した日の燃料費は費用弁償がなされているため政務調査費の対象外である。

よって、計上分全額(14,406円)は不適正である。

10月22日の給油は東京、長崎出張の中日であり議員本人の給油は不可能で

ある。

(ウ) 11月10日分ガソリン代

11月10日一日に57.7ℓと24.5ℓ2回給油したのは政務調査活動以外に要したと言わざるを得ず政務調査費対象外であるので、当該日給油分計上額(5,943円)は不適正である。

(2) 議会定例会への出席のための出張旅費（ＪＲ運賃）を政務調査費に計上している例があった。議会への出席には旅費を含めて費用弁償がなされることになっており、政務調査費を充当することは適切ではない。厳正な監査をされるよう請求する。

・澤紀男議員

5月25日と9月2日の鳥取への出張旅費は議会定例会への出席旅費であるので、両日分計上額（11,080円）は不適正である。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

平成23年5月2日に受理した鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）、同月16日の陳述及び同年6月2日に受理した鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）訂正書を一体の請求として扱い、監査対象事項は、具体的に摘示されている平成21年度において議員に交付された政務調査費の使途に係る次の事項とした。

31名の議員の政務調査費に係る摘示事項

- ア 廣江式議員の政務調査費に係る摘示事項（20件）
- イ 福間裕隆議員の政務調査費に係る摘示事項（48件）
- ウ 山田幸夫議員の政務調査費に係る摘示事項（6件）
- エ 松田一三議員の政務調査費に係る摘示事項（31件）
- オ 前田宏議員の政務調査費に係る摘示事項（3件）
- カ 山根英明議員の政務調査費に係る摘示事項（2件）
- キ 米井悟議員の政務調査費に係る摘示事項（2件）
- ク 上村忠史議員の政務調査費に係る摘示事項（8件）
- ケ 小谷茂議員の政務調査費に係る摘示事項（4件）
- コ 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項（5件）
- サ 錦織陽子議員の政務調査費に係る摘示事項（1件）
- シ 浜田妙子議員の政務調査費に係る摘示事項（65件）
- ス 鍵谷純三議員の政務調査費に係る摘示事項（55件）
- セ 澤紀男議員の政務調査費に係る摘示事項（6件）
- ソ 伊藤美都夫議員の政務調査費に係る摘示事項（37件）
- タ 稲田寿久議員の政務調査費に係る摘示事項（24件）
- チ 浜崎晋一議員の政務調査費に係る摘示事項（4件）
- ツ 尾崎薫議員の政務調査費に係る摘示事項（10件）

- テ 野田修議員の政務調査費に係る摘示事項（51件）
- ト 鉄永幸紀議員の政務調査費に係る摘示事項（12件）
- ナ 福本竜平議員の政務調査費に係る摘示事項（10件）
- ニ 山口享議員の政務調査費に係る摘示事項（10件）
- ヌ 藤縄喜和議員の政務調査費に係る摘示事項（11件）
- ネ 安田優子議員の政務調査費に係る摘示事項（22件）
- ノ 村田実議員の政務調査費に係る摘示事項（7件）
- ハ 興治英夫議員の政務調査費に係る摘示事項（18件）
- ヒ 伊藤保議員の政務調査費に係る摘示事項（36件）
- フ 石村祐輔議員の政務調査費に係る摘示事項（15件）
- ヘ 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項（15件）
- ホ 横山隆義議員の政務調査費に係る摘示事項（1件）
- マ 森岡俊夫議員の政務調査費に係る摘示事項（3件）

2 監査対象機関

鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 監査実施期間

平成23年5月10日から同年6月17日まで

4 監査の実施方法

（1）監査の実施方針

監査委員は、定期監査において、鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）第4条第2項に基づき定められた政務調査費の使途及び手続に関する指針（以下「ガイドライン」という。）により適否を判断しており、本件請求に基づく監査においてもガイドライン（平成21年1月9日一部改正）をその使途基準として取り扱うこととした。

（参考）

政務調査費制度に係る主な経緯

時 期	内 容
平成13年2月議会	○鳥取県政務調査費交付条例の制定 （平成13年4月1日施行） 地方自治法の一部が改正され、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付できるとされたことに伴い、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めた。

平成16年 5 月議会	○鳥取県政務調査費交付条例の一部改正 (公布施行。平成16年度分から適用) 鳥取県議会議員が県政に関する調査研究に資する支出に充てる政務調査費の使用の状況を調査するため、政務調査費に係る収支報告書の写し及び証拠書類の写しを代表監査委員に提出することとした。 <領収書の添付義務付け>
平成18年11月議会	○鳥取県政務調査費交付条例の一部改正 (平成19年 4 月 1 日施行) 政務調査費の適正な執行を図るため、ガイドラインを議長が策定するとともに、収支報告書の内容について必要な調査を議会事務局長が行うこととした。
平成19年 4 月 1 日	○政務調査費議員必携を制定し、ガイドラインを収録 <出納簿・県外及び国外調査報告書の提出義務付け>
平成19年12月17日	○政務調査費議員必携（ガイドライン）の一部改正
平成21年 1 月 9 日	○政務調査費議員必携（ガイドライン）の一部改正
平成22年 7 月 5 日	○政務調査費議員必携（ガイドライン）の一部改正

(2) 議会事務局の監査の実施

31名の議員について、本件摘示事項について、収支報告書と証拠書類の写しを突合し、その上でガイドラインに沿った支出がなされているかについて監査を実施した。

(3) 関係人の調査

本件請求の監査に当たっては、本件摘示事項を踏まえ、支出目的及び内容の確認を要するものについて、法第199条第8項の規定に基づき、必要に応じ23名の議員に対し、文書照会等による調査を行った。

5 監査の執行者

監査委員 山 本 光 範
監査委員 米 田 由起枝
監査委員 伊 木 隆 司
監査委員 山 根 眞知子

6 監査委員の除斥

本件請求は議員の政務調査費の使途に関するものであるため、議員である監査委員興治英夫及び監査委員前田八壽彦は、法第199条の2の規定に基づき監査に加わらなかった。

第7 本件請求に対する結論及び勧告

1 第2の2の(1)の「全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。」について

(1) 監査委員の判断

本件請求に基づき、摘示のあった議員に対し関係人調査を行う等の監査を行った結果は、「第8 本件請求に係る監査の結果」に示すとおりである。

ア 不適切な事項

(ア) 県外旅費を早見表を用いて算定し実費と異なるため不適切な支出と判断されるものが4件66,940円あった。

(イ) 当該年度の政務調査活動の対象外であり、不適切な支出と判断されるものが1件21,000円あった。

上記不適切と判断される事項については、政務調査費収支報告書の修正及び所要の返還措置を講ずる必要があると判断する。

イ 支出金額が特定できない事項

(ア) 県外交通費及び宿泊費を早見表を用いて算定しているもの並びに県内宿泊費の領収書が添付されていないものについて、支出金額が特定できないものがあった。

政務調査活動を行っている事実は確認される一方で、支出金額が特定できない事情等に鑑み、早見表による額の2分の1を必要な額とすることを基本とし、次の金額を修正が必要な額とした上で、収支報告書の修正及び所要の返還措置を講ずる必要があると判断する。

支出金額が特定できないもの47件、修正が必要な額777,370円

上記ア及びイによる修正及び返還が必要な額は別紙のとおりである。

なお、上記事項以外に不適切な政務調査費の使途は認められず、定期監査においても必要な調査を行ったことから、全議員について再度の調査を行う必要性は認められなかった。

(2) 勧告

平成21年度に交付した政務調査費について、法第242条第4項の規定に基づき鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対して以下のとおり勧告する。その措置については平成23年9月30日を期限として回答すること。

＜政務調査費に係る収支報告書の是正及び返還措置＞

(1)で認められた不適切な支出及び金額が特定できない支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。

2 第2の2の(2)の「全議員に対して、不当な支出を是正させること。」について

(1) 監査委員の判断

監査の結果、次の事項について、一部の議員にガイドラインの手續の不徹底が見受けられることから、徹底を図るとともにガイドラインそのものを見直し、政務調査費の適正な執行を図る必要があると判断した。

＜領収書徴収の徹底について＞

このたびの監査において、同一目的地への旅行について、領収書による実費で算定した額と早見表による交通費及び宿泊費の算定額で大きな差が生じ、早見表により計上した議員に返還を求めた事例があった。

政務調査活動は議員が自発的に行うもので、ガイドラインでは交通費及び宿泊費は領収書による実費を原則とし、領収書が徴収できない場合の例外的措置として早見表による算定が認められている。

今回の事例は、この原則が徹底されず安易に早見表により計上していたことに起因するものであった。

宿泊費については、平成22年7月のガイドラインの改正により、領収書による実費とされるよう再度徹底が図られている。交通費についても、特に各種の割引旅行商品がある県外政務調査については、早見表による交通費及び日当の算定を止めて政務調査活動に必要な交通費に係る領収書徴収の徹底を図り、透明性を高める必要があると判断する。

(2) 勧告

政務調査費の適正な執行という観点から、法第242条第4項の規定に基づき、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対して以下のとおり勧告する。その措置結果については、平成23年9月30日を期限として回答すること。

＜ガイドラインにおける交通費の取扱いの見直しと議員への周知＞

ガイドラインにおいて、県外政務調査活動の交通費について、「領収書の徴収ができない場合は、早見表により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とする。」という取扱いを改め、交通費についても宿泊

費と同様領収書による実費を原則とする取扱いの徹底を図り、各議員等へ周知すること。

第8 本件請求に係る監査の結果

1 第3 請求の理由 6 調査・検討の結果（1）及び 第4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会 1 陳述の概要（1）について

（1） 請求人の主張要旨

県内もしくは県外出張を早見表による経費で支出精算されていても、領収書等客観的な出張を裏付ける証拠がないものは、不適切な支出である。

同じ目的で同じ場所に出張したにもかかわらず、ガイドラインに沿って領収書の実費を計上している場合と、領収書なしで早見表による金額を計上している場合とでは22,900円もの差が生じている。実費との差額を収得しているのではないかとの疑いを抱かせるような政務調査費の交付があってはならない。

（2） 摘示事項

廣江弼議員の県内交通費 8 件、県外交通費 9 件

福岡裕隆議員の県内交通費37件、県外交通費 7 件

山田幸夫議員の県内交通費 2 件、県外交通費 4 件、宿泊費 1 件

松田一三議員の県内交通費18件、宿泊費14件、県外交通費 6 件、宿泊費 4 件

鍵谷純三議員の県内交通費25件、宿泊費 2 件、県外交通費10件、宿泊費 2 件

鉄永幸紀議員の県内交通費 2 件

伊藤保議員の県外交通費 1 件、宿泊費 1 件

（3） 監査の結果

政務調査活動に係る交通費及び宿泊費について、ガイドラインでは、領収書による実費が原則であるとした上で、交通費については、「県外政務調査活動で領収書の徴収ができない場合は、早見表により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とすること。この場合においては、当該旅行先に旅行したことを証する書類として証拠書類を作成すること。」「県内政務調査活動で、公共交通機関を利用した場合は、領収書に代えて、政務調査活動の概要、利用区間、料金を記載した証拠（証明）書類を議員が作成し提出することもできること。」としている。

ガイドラインにおいて、このような県内の政務調査活動の交通費の取扱いを定めている趣旨は、県内の公共交通機関の利用料金はその確認が容易にできること、また、利用の実態の証明は議員自らの責任で記録し、及び説明することで十分であること等によるものであり、有効性及び合理性の観点から妥当なものと考えられる。

摘示のあった各議員の県内交通費は、いずれもガイドラインに定める取扱いに沿って支出が行われており不適切な支出ではないと判断した。なお、松田一三議員の県内宿泊費については、県内宿泊費の上限額である11,700円、鍵谷純三議員

については9,700円とされているが、いずれも宿泊費の支出を示す領収書は添付されておらず、支出額が特定できなかった。

ガイドラインにおける県外政務調査活動の交通費の取扱いの趣旨は、政務調査活動は県内が基本であり、県外（国外）は例外的である。そのため予測し難い事態が発生する懸念もあり、領収書が徴収できない場合も想定されるため早見表で算出した料金を対象とすることとしているものと考えられる。

なお、早見表には、飛行機利用の場合の往復割引（通常）料金、J R 特急利用の場合の通常期の往復料金（指定席利用）のほか、県外の宿泊費（一定の金額）等が掲載されている。

県外交通費の場合は、県内の場合とは異なり、航空運賃等に様々な種類のものがあり、また、宿泊も含めた割安のパック旅行商品等も存在することから、領収書が徴収できない場合等に正規料金的な交通費を設定している早見表で算出することは、実態を反映しているとはいえず、問題があると考えられる。

請求人が摘示した事項のうち、東京における政務調査活動に要した費用として議員によって最大22,900円の差額が生じた事項については、その原因として、飛行機等の交通手段と宿泊をセットにした安価なパック旅行商品を購入した者と正規料金に基づき作成された早見表による交通費、宿泊費及び日当を計上した者との差であることが判明した。

このうち早見表により政務調査費に計上した議員に対し県外旅行の交通費及び宿泊費について関係人調査を行ったところ、山田幸夫議員（70,540円計上）、松田一三議員（72,700円計上）、鍵谷純三議員（70,700円計上）、伊藤保議員（62,000円計上）について、それぞれ48,800円、53,800円、53,800円、51,300円のパック旅行商品を購入していたことが判明し、実際に要した費用と異なる額を政務調査費に計上したこととなるので不適切であると判断した。

また、摘示のあった前述以外の交通費及び宿泊費を早見表を用いて算定しているものについて、いずれも定期監査において政務調査活動を行っている事実は確認されているが、交通費及び宿泊費の実態について廣江弼議員、福岡裕隆議員、山田幸夫議員、松田一三議員、鍵谷純三議員に関係人調査を行ったところ、支出金額を特定できる明確な回答がなかった。

2 第3 請求の理由 6 調査・検討の結果（2）について

（1）請求人の主張要旨

自動車車検代、自動車税、任意保険及びタイヤ・オイル交換費用は、財産保有に要する経費であり、直接政務調査に必要な経費ではない。

（2）摘示事項

福岡裕隆議員の車保険料
前田宏議員の自動車任意保険料外2件
小谷茂議員のタイヤ交換外3件
内田博長議員の自動車修理代外1件

錦織陽子議員のオイル交換
澤紀男議員の自動車車検代
伊藤美都夫議員のタイヤ代
浜崎晋一議員の自動車維持経費(4ヶ月分)外1件
尾崎薫議員のタイヤ代外2件
鉄永幸紀議員の車保険料
山口享議員のオイル交換外8件
藤縄喜和議員の自動車税外3件
興治英夫議員の自動車車検代、タイヤ交換費用外2件
石村祐輔議員の車両維持管理費外2件
横山隆義議員の自動車維持費

(3) 監査の結果

ガイドラインでは、対象年度の燃料費及び小修理、車検費用などの自動車の維持経費の合計額の6割を限度として政務調査費の対象とすることができることとされている。ガイドラインに定められた取扱いであることから、当該支出が明らかに不適切な支出とは言い難く返還の必要はないと判断した。

なお、ガイドラインの取扱いについては、今後、検討を行う余地もあると考えられるため、意見を付しているところである。

3 第3 請求の理由 6 調査・検討の結果(3)について

(1) 請求人の主張要旨

事務所賃借料、事務所光熱費その他事務所で使用する事務用品等の費用は、政務調査活動に100パーセント資したとする根拠が明示されていない限り「100パーセント支出」を是認することはできない。

(2) 摘示事項

松田一三議員の事務所賃料6件
上村忠史議員の事務所借上料2件
浜田妙子議員の事務所電話代(4月分)外64件
鍵谷純三議員の事務所賃貸料外17件
伊藤美都夫議員の事務所家賃外35件
稲田寿久議員の事務所賃料(4月分)外23件
浜崎晋一議員のNHK受信料(12ヶ月分)外1件
尾崎薫議員のガスボンベ3件
野田修議員の中電電灯料(4月分)外50件
鉄永幸紀議員の灯油代(12月分)外2件
福本竜平議員の政務調査用自動車駐車料9件
山口享議員のビデオ「昭和と戦争」
藤縄喜和議員の4月・5月ガス代外6件

安田優子議員の文具外20件
 興治英夫議員の事務用品外14件
 伊藤保議員の事務所電灯代(中国電力)外34件
 石村祐輔議員の4月分事務所電気代外11件
 藤井省三議員のOA機器備品外14件

(3) 監査の結果

議員に対し、当該摘示事項における政務調査活動と他の活動とのあん分について関係人調査を行ったところ、各議員から活動内容及び実績に基づき政務調査活動のみに充当している経費である旨の回答を得た。

議員がガイドラインに沿って自らの責任に基づきあん分率を決定し、計上したものであることから、不適切な支出ではないと判断した。

【あん分の考え方】

議員名及び 調査事項	回 答 要 旨
松田一三議員 (事務所賃借料)	事務所は政務調査活動のみに使用しているので、あん分していない。
上村忠史議員 (事務所借上料)	事務所では、政務調査活動のみで、他の活動は含まれていない。 議員活動、後援会活動、私的活動などは、他の場所で行っている。
浜田妙子議員 (事務所費及び事務費)	平成21年度については、政党に属さず、純粋な無党派であること、住まいと事務所は別であり、政務調査活動にのみ事務所を使用していること、事務費も同じであることから100パーセント計上とした。なお、後援会も持っておらず一切の後援活動を行っていない。
鍵谷純三議員 (事務所賃借料及び灯油代)	全て事務所は、市民相談及び県民相談に使用している。したがって灯油代についても100パーセント政務調査費で計上している。
伊藤美都夫議員 (事務所家賃、電気代及び水道代)	事務所は政務調査活動の拠点として設置しており、政務調査活動のみに使用している。
稲田寿久議員 (事務所家賃、電気代及び空調ガス代)	事務所は議員としての活動の拠点であり、政務調査活動以外には使用しないことにしている。空調ガス代も同様である。

浜崎晋一議員 (NHK受信料 及びCATV視 聴料)	NHK及びCATVについては、情報収集ツールとして必要不可欠であり、また、ニュース番組の視聴等ほとんどが政務調査に資するものであることからあん分の必要はない。
尾崎薫議員 (ガスボンベ代)	当事務所は平成21年度までは都市ガスの契約をしておらず、給湯にはカセットガスコンロを使用していた。カセットボンベは政務調査活動用とその他の活動のものは別々に購入している。カセットコンロも別にある。
野田修議員 (事務所家賃、 電気料、ガス代、 水道代及び灯油 代)	政務調査に関わる事務所として事務所を借り受けている。事務備品並びに消耗品、切手、電話代を含む通信費、電気・水道・ガス・灯油代及び車両借上料を事務費のガイドラインに沿って報告をした。 別途、「野田修後援会事務所」の電話及び人件費等は、後援会の収支報告書として選挙管理委員会に提出をした。
鉄永幸紀議員 (灯油代)	灯油については、政務調査活動用の事務所に使用した分のみを計上している。 議員活動及び後援会活動は別の事務所で行っており、私的活動分は別途自己負担とした。
福本竜平議員 (自動車駐車場 代)	政務調査活動に供する自動車の駐車料であり、100パーセント政務調査活動に使用するものであるため、あん分は必要ない。
山口享議員 (ビデオ「昭和 と戦争」)	戦時中の体験を地域づくりに活かしていくことを施策形成のテーマとしており、その参考資料として購入した。
藤縄喜和議員 (ガス代、デジ タルカメラ代及 びパソコンパー ツ代)	事務所は自宅内に設置していることから、共用部分に係る経費については、40パーセントとしているが、ガス機器は事務所専用の暖房契約のみであることから経費の80パーセント計上した。デジタルカメラ代及びパソコンパーツ代については、共用ではなく専用の個別経費として計上している。
安田優子議員 (パソコン、電 話代及び文具代)	・パソコンについて 政務調査活動専用で使用している。 ・電話代について 所有する電話3機のうち、1台のみを政務調査活動用としており、政務調査費100パーセントで計上している。 ・文具代について 政務調査活動に使用するもののみを計上しており、他の活動に使用するものについては、別途購入しているため100パーセント計上。

興治英夫議員 (事務用品代、 パソコンウィルスソフト及び日記手帳)	事務用品は、他の活動に使用するものは別に購入した。パソコンウィルスソフトは政務調査活動事務補助員の使用するパソコンのものである。日記手帳については、政務調査活動のスケジュール調整に使うものである。
伊藤保議員 (事務所賃借料、 電気代及び灯油 代事務用品代)	政務調査活動用の事務所と後援会事務所とを別々に借りている。したがって、電気代も県議活動と後援活動を区分している。
石村祐輔議員 (事務所電気代)	事務所は自宅とは別棟で全て政務調査活動に使用し、他の活動は自宅で行っている。このため自宅とは別メーターで算出された電気代を100パーセント政務調査費に計上した。
藤井省三議員 (事務所賃借料、 コピー機リース 料、事務用品代 金及びO A用品 代金)	・コピー機 政務調査活動専用分を計上した。 ・事務用品及びO A用品代 政務調査活動に必要な事務用品等を後援会活動と私的なものを分けて計上している。 ・事務所家賃 あん分後の支出額である。(後援会活動9割、政務調査活動1割) 光熱水費込みで政務調査活動使用割合1割にしている。

4 第4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会 1 陳述の概要(2)について

(1) 請求人の主張要旨

6名の議員が「会派結成に係る意見交換会経費」の会食7,004円を調査研究費としてあん分することなく1名分の全額を計上している。

他方で3名の議員はまったく計上していない。

当該「意見交換会」なるものが、会派結成という仲間内の親睦を目的とし、政務調査に該当する目的を持っていなかったという事が、この「3名の議員が計上なし」の行動をした事からも窺われる。

仮に当該「意見交換会」で『純粋な政党活動』とばかりは言えないような、議案審議に係る話題が話されたとしても、それをもって100パーセント政務調査活動として「政務調査費を全額支給できる」と考えることは誤りである。

(2) 摘示事項

福岡裕隆議員の調査研究費 (7,004円)

米井悟議員の調査研究費 (13,004円)

浜田妙子議員の調査研究費 (7,004円)

鍵谷純三議員の調査研究費 (7,004円)

興治英夫議員の調査研究費（7,004円）

森岡俊夫議員の調査研究費（7,004円）

（３） 監査の結果

県議会における会派は、本来、政策提言等を行うことを目的に設置されており、政務調査活動の中心を担うものと位置付けられる。当該意見交換会は既存の会派のメンバーにより、新たな会派の結成に向けた意見交換が行われたものであり、全体が政務調査活動とみなされる。

ガイドラインでは、政務調査活動としての懇談会経費について、食糧費として支出することは認められている。

懇談会経費の領収書等関係書類を調査したところ、全体経費70,040円を10等分して、1人当たり7,004円としており、10等分したのは、会派議員は9人であるが、議会事務局職員1人が参加していたためである。

なお、米井議員は、当日宿泊しており、6,000円が加算されている。

このことから、不適切な支出ではないと判断した。

また、政務調査費に計上できる経費であっても、計上するか否かは議員の判断によるものである。

５ その他の個別摘示事項について

（１） 廣江弼議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 事務所費について

（ア） 請求人の主張要旨

事務所費について、法人からの領収書は有るが業務契約書が無いので、不適切な支出である。

（イ） 監査の結果

議員に対し、政務調査に係る事務所としての使用形態等について関係人調査を行ったところ、契約書は作成されていないものの、法人の管理棟内に政務調査活動に係る事務所として設置されており、事務所としての機能と実態を持つことが確認できたことから、不適切な支出ではないと判断した。

イ 補助職員の賃金の支払について

（ア） 請求人の主張要旨

補助職員賃金について、1年間分をまとめて支払っているのは不適切な支出である。

（イ） 監査の結果

議員に対し、補助職員の人件費の支払方法の考え方について関係人調査を行ったところ、法人に支払った人件費については、法人との口頭契約に

基づき1年間分一括で支払うこととしていることと、個人に直接支払った人件費については、個人との口頭契約に基づき週に一度の勤務に対する賃金として1年間分一括で支払うことが確認できた。個人への支払方法は改善すべきものの、いずれの使途についても不適切な支出ではないと判断した。

(2) 山根英明議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 事務所費について

(ア) 請求人の主張要旨

ガソリン代及び自動車修理代について、年度末に一括処理されているので不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、ガソリン代、修理費等の支払方法の考え方について関係人調査を行ったところ、政務調査活動に使用する自動車は企業が所有しているものを使用しており、その経費の支払は、企業側の額が確定してから1年分一括納付する取決めとなっていることが確認できたことから、不適切な支出ではないと判断した。

イ 補助職員の賃金の支払について

(ア) 請求人の主張要旨

補助職員賃金について、毎月支払われていないのは不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、補助職員の人件費の支払方法の考え方について関係人調査を行ったところ、政務調査活動の補助職員は企業に属しており、人件費の支払は、企業側の額が確定してから1年分一括納付する取決めとなっていることが確認できたことから、不適切な支出ではないと判断した。

(3) 米井悟議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 旅費取消料について

(ア) 請求人の主張要旨

3月5日の旅費取消料15,390円は、政務調査活動を行っていないので不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

当該議員は平成22年6月に既に死亡しており、本人への調査はできなかったが、議会事務局職員に聞取調査をしたところ、当時議員は病気療養中であつたが体調が良く、同年3月に会派で行う政務調査活動で上京するためにチケットを購入したが、体調が悪化したため急遽キャンセルしたこと

が判明した。止むを得ない事情により旅行を中止した場合の交通費及び宿泊費の取消料は一般に経費として扱われることから、政務調査費への計上が認められており、不適切な支出ではないと判断した。

(4) 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 海外旅行保険料について

(ア) 請求人の主張要旨

海外旅行保険代金は個人費用であるので、不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

海外旅行保険は、海外における事件、事故、思いがけない病気など予期できないトラブルに備え、安全かつ円滑に海外旅行を行うための経費として通常認められるものであることから、不適切な支出ではないと判断した。

イ 旅費の支払について

(ア) 請求人の主張要旨

旅費の出納日が20日後であるので不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

交通費及び宿泊費の支払が旅行の日より後になっていることについては、旅行会社への事後払であることを確認しており、不適切な支出ではないと判断した。

(5) 尾崎薫議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 茶たくについて

(ア) 請求人の主張要旨

政務調査活動に直接必要ではなく不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、茶たくが政務調査活動に必要となった理由について関係人調査を行ったところ、政務調査に関係する来訪者のために使用するものであることが確認できた。

ガイドラインでは、政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要なものは備品購入費として認められており、不適切な支出ではないと判断した。

イ ゴーギャン展及び鳥の劇場チケットについて

(ア) 請求人の主張要旨

ゴーギャン展及び鳥の劇場は個人の趣味もしくは癒しが主であり、政務調査に直接必要ではなく不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、ゴーギャン展及び鳥の劇場の政務調査活動としての考え方について関係人調査を行ったところ、「文化芸術関係に関心を持ち調査研究、議会でも質問等を行っている。鳥取県には他県のようなゴーギャン等の有名なアーティストの展覧会が少ない。より多くの県民に優れたアートを提供するためには、湿度管理、照明、展示方法等をできる限り他県のものも参考にし、学ぶことが求められている。鳥取県で有名なアーティストの展覧会を開催するには他県のものも参考にし、現場を見、係の人と話すことが必要である。」また、「鳥の劇場は、演劇・劇場での地域振興、教育分野へ貢献している鳥取市鹿野町を拠点に活動している特定非営利活動法人であり、鳥の劇場の活動は鳥取県に大きく貢献すると認識しており、演劇後のシンポ・トーク等にも参加し地域の発展と文化芸術の役割の理解を深め、その成果を議会や常任委員会、知事との意見交換会で生かしている。」旨の回答を得た。

以上のことから、それぞれ政務調査活動と認められ、不適切な支出ではないと判断した。

(6) 野田修議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 7月及び8月の灯油について

(ア) 請求人の主張要旨

7月及び8月に灯油代4,200円を必要とした理由の説明がなく、不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、平成21年7月及び8月の灯油の購入理由について関係人調査を行ったところ、「請求書を紛失したため、購入理由の説明ができない」との回答を得た。なお、平成21年度政務調査費収支報告書は、議員により平成23年6月2日付けで当該摘示事項（灯油代4,200円）を削除する修正報告がなされている。

(7) 鉄永幸紀議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 県外の交通費について

(ア) 請求人の主張要旨

7月21日の高知空港から高知市までのバス料金、11月12、13日の大阪地下鉄運賃、南海電鉄難波堺間運賃、JR堺大阪間運賃及び阪急大阪石橋間往復運賃について領収書が無いので不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

定期監査により、平成21年7月21日の高知市での政務調査活動については県外政務調査活動報告書及び高知市までの交通費の領収書により確認し、高知空港から高知市までのバス料金700円については、領収書はないが、バス会社のホームページにより金額を確認している。

また、平成21年11月12日の大阪で政務調査活動を行ったことは、県外政務調査活動報告書及び大阪市内までの交通費の領収書により確認しており、大阪での移動に要する交通費は、領収書はないが、時刻表等により金額を確認している。

現地で政務調査活動をしたことは、県外政務調査活動報告書により確認できたこと並びに計上されたバス代及び電車代も時刻表等で確認できたことから、不適切な支出ではないと判断した。

(8) 福本竜平議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 事務所の合鍵について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所の合鍵作製は、財産保有に要する費用であり、不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務所の所有形態及び事務所の合鍵の使用目的について関係人調査を行ったところ、事務所は家族の所有で、賃借料は支払っており、合鍵は補助職員が事務所の出入りに使用するために作製したことを確認した。

ガイドラインでは、管理運営に要する経費については政務調査に使用する範囲内において充当できると認められていることから、不適切な支出ではないと判断した。

イ 4月分政務調査用自動車駐車料について

(ア) 請求人の主張要旨

3月30日に支払った政務調査用自動車駐車料は翌年度分の前払であり不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

支払日が平成22年3月30日であっても政務調査用自動車駐車料(21,000円)は翌年度4月分に係る経費に当たり、不適切な支出であると判断した。

(9) 安田優子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 3月30日に購入した文具代について

(ア) 請求人の主張要旨

年度末1日を余す3月30日に26,082円で購入した文具代（P P C ラベル）は年度内に政務調査活動に使用したとは思われず不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、P P C ラベルの使用実態について関係人調査を行ったところ、「平成22年5月発行の議会たよりの発送に使用した」との回答を得た。

なお、平成21年度政務調査費収支報告書は、議員により平成23年6月16日付けで当該摘示事項（文具代（P P C ラベル）26,082円）を削除する修正報告がなされている。

(10) 村田実議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 補助職員の同行に係る経費について

(ア) 請求人の主張要旨

県外調査2回及び国外調査1回について、同行者に政務調査活動の補助をさせないといけないほどの調査内容であったのかどうか。補助職員の同行が必要であるとする根拠が示されていないので、不適切な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、補助職員の同行の必要性について関係人調査を行ったところ、「普段から調査の記録・報告書の作成等政務調査活動の補助をしている職員を同行させた。」旨の回答を得た。ガイドラインでは、「議員が雇用する職員の交通費、宿泊費等については、政務調査活動の補助者としての活動実態により判断する。」とされており、活動実態の判断は各議員の判断に委ねられているというべきであり、当該支出は明らかに不適切な支出とは言い難く返還の必要はないと判断した。

なお、補助職員の交通費等については、今後、より透明性を高める余地もあることから、意見を付しているところである。

(11) 福岡裕隆議員、鍵谷純三議員及び澤紀男議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 請求人の主張要旨

議員の出張日等とガソリンスタンドでの給油日等とを突合して精査した結果、明らかに政務調査活動以外の活動に要したガソリン代と推測される支出の計上があった。これ等の例示をもとに全議員の燃料費について厳正な監査をされるよう請求する。

イ 摘示事項

(ア) 福間裕隆議員

- a 8月のガソリン代は不適切な支出である。
 - (a) 8月17日鳥取へＪＲで出張し政務調査活動を行ったとして早見表による旅費精算がなされているが、その当日に47.00給油している。
 - (b) ＪＲを使った出張は鳥取が4回、広島が1回あり、自動車を利用して政務調査活動が可能な日は26日間しかない。
 - (c) 8月は旧盆で、個人的な行事や交際に余儀なくされることが多く、政務調査活動が可能な日は26日間よりもさらに少なくなる。
 - (d) 8月の給油量は202.80と多量で、このような中で、ガソリン代の6割を政務調査費にあん分するのは不適切である。
- b 10月のガソリン代は不適切な支出である。
 - (a) 10月25日鳥取へＪＲで出張し政務調査活動を行ったとして早見表による旅費精算がなされているが、その当日に34.50給油している。
 - (b) ＪＲを使った出張は10日、航空機を使った出張が2日あり、自動車を利用して政務調査活動が可能な日は19日間しかない。
 - (c) 10月の給油量は120.640で、19日間でこれだけのガソリンを要する政務調査活動の実態が説明されておらず不適切である。
- c 12月に給油したガソリン代は不適切な支出である。
 - (a) 12月はＪＲを使つての出張が11日あり、航空機を使った出張が2日あるため、政務調査活動が可能な日は18日間しかない。
 - (b) 12月の給油量は167.360で、18日間でこれだけのガソリンを要する政務調査活動の実態が説明されておらず不適切である。

(イ) 鍵谷純三議員

- 10月のガソリン代は不適切な支出である。
 - a 10月24日広島へＪＲでの出張日（早見表による旅費請求）当日に35.70給油し、同月30日鳥取へＪＲでの出張日（早見表による旅費請求）当日に17.30給油している。
 - b 当該月は議会の本会議が5日間、委員会が2日間、他に3日間の鳥取出張（早見表による旅費請求）がある。
 - c 議会への出席には旅費を含む費用弁償が支給され、ＪＲを利用しては領収書を提出せず早見表で政務調査費を計上して、さらにガソリン代の6割を調査研究費として計上している。
 - d 10月の給油量は82.10で、前月の給油が140.50である事からも、これだけのガソリンの必要があったとは考えられず、ましてＪＲ利用の出張当日の給油は二重計上と見なされ不適切である。

(ウ) 澤紀男議員

- a 6月のガソリン代は不適切な支出である。
 - (a) 6月のガソリン給油量は248.80と多量である。
 - (b) 6月は議会本会議が9日間、委員会も2日間開催されており、議会

への出席には旅費を含む費用弁償が支給され、仮に自家用車を使って議会へ出席したとしてもその燃料代は除外されなければならない。

- (c) 6月28日の49ℓ給油が東京へ出張した当日とダブっており、二重計上の疑いがあり不適切である。
- b 10月のガソリン代は不適切な支出である。
 - (a) 10月のガソリン給油量は191ℓとかなり多い。
 - (b) 10月の議会開催状況は本会議5日間、委員会も2日間開催されている。また宿泊を伴う県外出張が3回で延べ8日間あり、さらに鳥取へのJRを利用（早見表による旅費計上）した日帰り出張が1回ある。
 - (c) 議会への出席には旅費を含む費用弁償が支給され、仮に自家用車を使って議会へ出席したとしてもその燃料代は除外されなければならない。
 - (d) 特に10月2日は議会本会議当日で、この日給油した54.8ℓは政務調査費の対象とならないはずである。
 - (e) 10月22日に29ℓの給油がされているが、当日は議員が長崎県と東京へ連続して出張した中日であり、議員本人が給油する事が不可能な日にされている。これを政務調査費と認めることはできず不適切である。
- c 11月10日給油のガソリン代は不適切な支出である。
 - (a) 11月10日には同一日に2回の給油がなされたことも判明した。57.7ℓと24.5ℓという多量の給油である。
 - (b) 当日は県外出張したとの記録もなく、このような給油は政務調査活動以外の自家用車利用に要したものと看做されるを得ない。

ウ 監査の結果

ガイドラインでは「自家用自動車を使用した政務調査活動については、対象年度の燃料費(中略)の6割を限度として政務調査費の対象とすることができること。」とされ、年間のトータルとして政務調査活動としての使用量と他の活動の使用量をあん分している。上限については、ガイドライン制定当時、議会改革推進会議の議員の経験上概ね6割程度という意見が多かったことにより6割を限度として制定されたものである。

議員は、ガイドラインの規定を受け、それぞれの使用実態に合わせて年間のあん分率を設定している。

(ア) 福間裕隆議員

8月のガソリン代について

議員に対して、政務調査活動の旅行行程等について関係人調査したところ、福間裕隆議員は自宅から米子駅まで自家用自動車を利用しており、鳥取市まで旅行する際には、米子駅から鳥取駅までの往復にJRを利用していることを確認した。

また、議員の公務出張は1日中拘束されるわけではなく、出張の前後に政務調査活動は十分可能であるため、出張当日に給油しても問題は生

じない。

さらに、あん分率は、議員が年度全体の使用実態に合わせたあん分率として6割を設定しているものである。

以上のことから、摘示のあった8月のガソリン代は不適切な支出ではないと判断した。

同様の理由により、10月及び12月のガソリン代も不適切な支出ではないと判断した。

(イ) 鍵谷純三議員

10月のガソリン代について

議員に対して、政務調査活動の旅行行程等について関係人調査したところ、鍵谷純三議員も、福間裕隆議員と同様に自宅から米子駅まで自家用自動車を利用している。鳥取市まで旅行する際には、米子駅から鳥取駅までの往復にJRを利用していることを確認した。

このため、(ア)福間裕隆議員と同様の理由により、摘示のあった10月のガソリン代は不適切な支出ではないと判断した。

(ウ) 澤紀男議員

a 6月のガソリン代について

議員に対して、政務調査活動の旅行行程、給油状況等について関係人調査したところ、澤紀男議員は鳥取市まで旅行する際には、通常自家用自動車を利用していることを確認した。

6月のガソリン給油量が多量で、その内の多くが議会への出席のための燃料であっても、(ア)福間裕隆議員と同様、あん分率は、議員が年度全体の使用実態に合わせたあん分率として6割を設定しているものである。

また、政務調査活動のために自宅から空港まで自家用自動車を利用することも政務調査活動の一環である。

以上のことから、摘示のあった平成21年6月のガソリン代は不適切な支出ではないと判断した。

b 10月のガソリン代について

あん分率は、議員が年度全体の使用実態に合わせたあん分率として6割を設定しているものである。

また、長崎県と東京への連続した出張の中日で、議員本人が給油することが不可能であるとしている10月22日に290給油した事実はなく、請求者の認識誤りと考えられる。

以上のことから、10月のガソリン代の支出は不適切な支出ではないと判断した。

c 11月10日給油のガソリン代について

11月10日の給油の状況については、車検による代車と、当日納車された自家用自動車に給油したもので、摘示のあった11月10日のガソリン代は不適切な支出ではないと判断した。

(12) 澤紀男議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 5月25日及び9月2日の鳥取出張旅費について

(ア) 請求人の主張

5月25日と9月2日の鳥取出張旅費は不適切な支出である。

(イ) 摘示事項

5月25日と9月2日の鳥取出張に要したJR乗車券代は議会定例会への出張旅費となっている。議会定例会への出席旅費の費用弁償がされているはずであり、不適切な支出である。

この両日の支払には領収書による証明はなく、領収書を受領できない事由として「自動券売機のため」と記載しているが、窓口で券を提示すれば直ちに領収書を発行してくれるので理由にならない。JR乗車券の購入実態がなかったのではないかと疑念を抱かせる。

(ウ) 監査の結果

定期監査時において、摘示事項の当日は、政務調査活動である県議会提出予定の主要事業説明会（いわゆる政調政審）の開催日であり、同説明会に議員が出席していること及び議会から旅費は支給されていないことを確認している。

第9 政務調査費の定期監査の結果

平成22年7月及び8月に実施した定期監査では、全議員について、次の項目の確認等を重点的に行った。

- ・提出された証拠書類について、出納簿と領収書の写しとの突合
- ・議会事務局の保有している旅費請求書と政務調査費の支出との整合
- ・支出について使途が適正であるかどうかの確認

この定期監査の結果、経費の二重計上と出納簿の集計誤りが認められた1名の議員について収支報告書の修正が必要と判断し、鳥取県議会事務局長へ適正な措置を行うよう通知した。

第10 意見

本件監査の結果は、以上のとおりであるが、政務調査費の運用について以下のとおり意見を付す。

議会改革推進会議の定めた政務調査費議員必携（平成19年4月1日制定）では、「議員の活動は、単に本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけではなく、住民の代表として住民意思を把握するとともに、鳥取県の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくことも、議員の果たすべき重要な役割である。このため、政務調査費は、このような議員が行う調査研究活動

に対し、地方自治法第100条第14項及び15項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるものである。したがって、政務調査費が県民の税金で賄われていることに鑑み、議員には、県民に理解され信頼される議会づくりのために、その使途について、より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。」と述べられている。

また、議員には条例第4条第2項に基づき定めるガイドラインを尊重して、適切な執行を行うこと。とされているが、政務調査活動の目的、内容等が明示されているとは言い難い事例が多く見受けられ、今回住民監査請求の対象となった多くは、ガイドラインの記述が不十分であったこと及び議員の理解不足等に起因していると思われるものであった。

これは、政務調査費の趣旨が議員に十分理解されていないことが原因であることから、全ての議員に対し趣旨の徹底を図られたい。

特に、ガイドラインについて、次の事項について改善するとともに、使途及び手続の徹底を図られたい。

1 交通費等について

(1) 県外（国外含む。）政務調査活動報告等について

ガイドラインでは、県外調査を行った場合は、県外政務調査活動報告書を作成することとなっているが、報告書の「会議等の内容」欄に会議の名称のみの記載で、どのような調査活動を行ったのか判然としないものが見受けられた。

出席した会議等の名称だけでなく、目的、内容等の具体的な調査活動の結果を記載できるよう改正されたい。

また、国外政務調査報告書についても、目的、内容等の記述が不十分で、内容を知るには議員に照会しなければならないような事例があった。

国外調査は、交通費等が高額となることに鑑み、必要性を明記するとともに、調査活動の内容を具体的に報告する等の一定の基準が必要と考える。

(2) 補助職員の交通費等について

議員が雇用する職員の交通費等について、ガイドラインでは「政務調査活動の補助者としての活動実態により判断する」と記載されているが、具体的な基準は明示されていない。

政務調査は、議員本人が行うことが原則であり、政務調査費を補助職員の交通費等に充てることは例外的な取扱いである。

このようなことから、補助職員の同行を必要とする理由を報告書に明示する等の方策を検討されたい。

2 自動車の維持費等について

ガイドラインでは、自家用自動車の燃料費及び小修理、車検費用などの維持費については、6割を限度に政務調査費に計上することが認められている。

一方、全国都道府県議会議長会の検討委員会がまとめた「政務調査費の使途の基本的な考え方」（平成13年10月16日）では「政務調査活動に自動車を使う際の費用は、

交通費として考えるべきである。したがって、燃料費及び有料道路通行料、駐車料金等の実費のみであり、その他の維持費用に要する費用に支出することは適当でない。(中略)したがって、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理は政務調査活動に直接必要な経費と考えるべきではない。」としている。

今回の監査請求にもあったように政務調査費を財産形成のために支出しているという指摘もあることから、自動車の維持費を政務調査費の対象とすることについては、リース使用の場合も含め、再度十分に検討されたい。

また、燃料費について、他県では走行距離に応じた経費を政務調査費に計上している事例が多く見受けられることから、これらを参考にして見直す等の方策を検討されたい。

上記以外の各費目についても、全般的な点検を行い、より透明性を高めるとともに説明責任を果たすよう改善されたい。

別 紙

平成 2 1 年度政務調査費修正必要額及び返還所要額

(単位：円)

議員名	監査委員が認めた修正必要額			収支報告書 既報告額	修正後の額	既 交 付 政務調査費	返還必要額
	不適切	不明(※)	計				
廣江弼議員	—	236,470	236,470	3,341,469	3,104,999	3,000,000	0
福間裕隆議員	—	123,060	123,060	2,794,551	2,671,491	2,794,551	123,060
山田幸夫議員	21,740	38,130	59,870	2,331,424	2,271,554	2,331,424	59,870
松田一三議員	18,900	284,300	303,200	3,115,758	2,812,558	3,000,000	187,442
鍵谷純三議員	16,900	95,410	112,310	3,138,437	3,026,127	3,000,000	0
伊藤保議員	9,400	—	9,400	3,050,879	3,041,479	3,000,000	0
小計	66,940	777,370	844,310				370,372
福本竜平議員	21,000	—	21,000	3,189,001	3,168,001	3,000,000	0
合計	87,940	777,370	865,310				370,372

※)「不明」とは支出金額が特定できないもの(領収書のない交通費および宿泊費(県内交通費を除く))

〔参考〕領収書のない交通費、宿泊費(県内交通費を除く)の修正必要額の考え方

旅行先	交 通 費	宿泊費
東京	計上額(早見表)×認定額(1/2) (鳥取発55,740円×1/2=27,870円) (米子発57,900円×1/2=28,950円)	計上額(早見表)×認定額(1/2) (14,800円×1/2=7,400円)
大阪	計上額(早見表)－認定額(企画切符) (鳥取発13,800円－10,800円=3,000円) (米子発19,760円－12,500円=7,260円)	同上
広島	計上額(早見表)－認定額(企画切符) (鳥取発20,060円－12,800円=7,260円) (米子発18,720円－12,800円=5,920円)	同上
県内宿泊	—	計上額(県内上限額)×認定額(1/2) (11,700円×1/2=5,850円)

〔参考〕領収書のない交通費、宿泊費(県内交通費を除く)の修正必要額

議員名	精算が必要となる交通費、宿泊費	修正必要額
廣江弼議員	東京：交通費 8 件 広島：交通費 1 件	236,470円
福間裕隆議員	東京：交通費 4 件 大阪：交通費 1 件	123,060円
山田幸夫議員	東京：交通費 1 件 大阪：交通費 1 件 広島：交通費 1 件	38,130円
松田一三議員	東京：交通費 5 件 宿泊費 4 件(7泊) 県内：宿泊費14件(15泊)	284,300円
鍵谷純三議員	東京：交通費 1 件 広島：交通費 8 件 宿泊費 1 件 県内：宿泊費 2 件	95,410円